

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第113号

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総合企画局総合政策室創生戦略・市民協働推進部長」を「総合企画局総合政策室SDGs・市民協働推進部長」に改める。

第5条第9号を次のように改める。

(9) 産業観光局新産業振興室企業立地・産業イノベーション担当部長

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)